

保 号 外
令和2年4月30日

保護者 各位

四街道市長 佐渡 斉
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛のお願い

令和2年4月7日、日本政府による緊急事態宣言が発せられたことに伴い、本市としましても、保育施設（認可保育園・認定こども園・小規模保育施設）における感染拡大の防止を目的とし、令和2年5月6日までを、登園自粛要請期間としておりましたが、未だ収束に至らない状況であることから、下記のとおり、登園自粛要請期間を延長することとしました。

何卒ご理解のうえ、できうる限りの家庭保育実施について一層のご協力をお願いします。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年5月31日まで

(ただし、状況により期間の短縮、延長の可能性があります)

2 保育料の減額（0歳児クラス～2歳児クラスのみ）

認可保育園において、登園を自粛した月の保育料は日割り計算とし、原則、以下により返金（還付）します。

①既に決定された額により納付（口座振替）してください。自粛要請期間が終了した後、園からの欠席日数等の報告により変更決定をし、その後、還付（返金）となります。

②計算式： $[\text{減額される額}] = [\text{保育料}] - [\text{保育料} \times \text{登園日} / 25]$

③延長保育料は減額されません。

なお、認定こども園、小規模保育施設については、上記の計算方法で減額しますが、還付（返金）方法については、各施設により異なります。

3 その他

①お子さんを預ける際は、健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えるようお願いします。

②登園自粛のお願いにより、感染予防・必要な保育の確保を行うこととなりますが、今後、保育士や園児に新型コロナウイルス感染が確認された場合は、臨時休園となることがあります。

問い合わせ先

四街道市 健康こども部 保育課保育係

043-421-2238